

# 東京海洋大学練習船神鷹丸教育関係共同利用規則

平成23年10月19日 海洋大規第48号  
改正 平成29年3月7日 海洋大規第102号

## (趣旨)

第1条 この規則は、東京海洋大学学則(平成16年海洋大規第100号)第13条第2項の規定に基づき、東京海洋大学練習船神鷹丸(以下「神鷹丸」という。)の教育に関する共同利用(以下「教育関係共同利用」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (定義)

第2条 この規則において教育関係共同利用とは、東京海洋大学(以下「本学」という。)以外の大学、短期大学又は高等専門学校(以下「大学等」という。)の教育課程上の実習等を行うため、当該大学等の学生が神鷹丸を利用することをいう。

## (運営体制等)

第2条の2 教育関係共同利用は、神鷹丸を用いた教育を共に実施している海洋生命科学部及び海洋資源環境学部が連携し、船舶・海洋オペレーションセンター及び品川地区練習船実験実習航海計画委員会の協力のもとに運営するものとする。

2 練習船共同利用の具体的な実施に関する事項は、次条に定める神鷹丸共同利用運営協議会に関する事項を含め海洋資源環境学部が所管し、必要に応じ海洋生命科学部に協議又は報告するものとする。

## (協議会)

第3条 教育関係共同利用の実施に関する重要事項を審議するため、神鷹丸共同利用運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。

2 協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

## (公募及び決定)

第4条 海洋資源環境学部は、適切な時期に次年度の教育関係共同利用について公募を行うものとする。

2 教育関係共同利用を行う大学等の決定については、前項の公募により応募のあった大学等のうちから協議会が選考し、海洋資源環境学部教授会の議を経て、海洋資源環境学部長が決定するものとする。

## (実習等の実施)

第5条 教育関係共同利用に参加する学生への実習等の指導については、本学の教職員及び第2条に規定する大学等の教員が行うものとする。

(損害賠償)

第6条 教育関係共同利用により練習船を使用する大学等は、その責に帰すべき事由により、練習船の設備及び備品等を損傷又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

2 本学は、その責に帰さない事由により、教育関係共同利用に参加した学生に事故が発生したときは、その賠償の責を負わない。

(事務)

第7条 教育関係共同利用に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、教育関係共同利用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成23年10月19日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。